

人員配置基準および費用の額の算定に係る基準

混合型特定施設入居者生活介護（混合型介護付有料老人ホーム）

入居者に対して、その特定施設内において、特定施設サービス計画または介護予防特定施設サービス計画に基づいて行われる入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話などを行います。

※ 以下の基準は抜粋です。詳細は、「函館市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年函館市条例第 23 号）」、「函館市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年函館市条例第 24 号）」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に係る基準（平 12. 2. 10 厚生省告示第 19 号）」および「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に係る基準（平 18. 3. 14 厚生労働省告示第 127 号）」を参照してください。

（人員配置基準）

| 人員 | 配置基準 |
|----------------------|---|
| (1) 管理者 | ・原則常勤専従 1 人（管理上支障がない場合は、当該指定特定施設の他の職務または同一事業者設置の他の事業所等の職務に従事可） |
| (2) 生活相談員 | ・常勤換算方法で 1 人以上 ・ 1 人以上は常勤 |
| (3) 介護職員・ 看護職員 | ・総数：常勤換算方法で、利用者の数および介護予防サービスの利用者の数に 10 分の 3 を乗じて得た数の合計数 3 またはその端数を増すごとに 1 以上 ・介護職員および看護職員それぞれ 1 人以上は常勤 |
| (4) 機能訓練指導員 | ・ 1 人以上 [兼務可能（理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，はり師またはきゅう師）の資格を有する者（はり師およびきゅう師については，実務経験要件あり）] |
| (5) 計画作成担当者（介護支援専門員） | ・原則専従 1 人以上（利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事可） |

(介護報酬)

1日につき (単位)

| | |
|------|-----|
| 要支援1 | 183 |
| 要支援2 | 313 |
| 要介護1 | 542 |
| 要介護2 | 609 |
| 要介護3 | 679 |
| 要介護4 | 744 |
| 要介護5 | 813 |

・加算

| | |
|-----------------|--|
| 個別機能訓練加算 | (Ⅰ)12単位/日, (Ⅱ)20単位/月 |
| 夜間看護体制加算 (特定のみ) | (Ⅰ)18単位/日, (Ⅱ)9単位/日 |
| 協力医療機関連携加算 | 100単位/月または40単位/月 |
| 看取り介護加算 (特定のみ) | (Ⅰ)72・144・680・1,280単位/日, (Ⅱ)572・644・1,180・1,780単位/日 ※状況によって単位数が異なる |
| 認知症専門ケア加算 | (Ⅰ)3単位/日, (Ⅱ)4単位/日 |
| サービス提供体制強化加算 | (Ⅰ)22単位/日, (Ⅱ)18単位/日, (Ⅲ)6単位/日 |
| 介護職員等処遇改善加算 | 算定した単位数の(Ⅰ)12.8%, (Ⅱ)12.2%, (Ⅲ)11.0%, (Ⅳ)8.8% |